

### 3 高齢者の保健事業について

## 高齢者の保健事業の経緯

### (1) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律改正」(令和元年5月22日公布)

【改正趣旨】 市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築など

【改正内容】 高齢者の保健事業を、市町村が介護保険の地域支援事業と一体的に実施できるよう高齢者医療確保法、国民健康保険法、介護保険法を改正(令和2年4月1日施行)

### (2) 改正による高齢者の保健事業

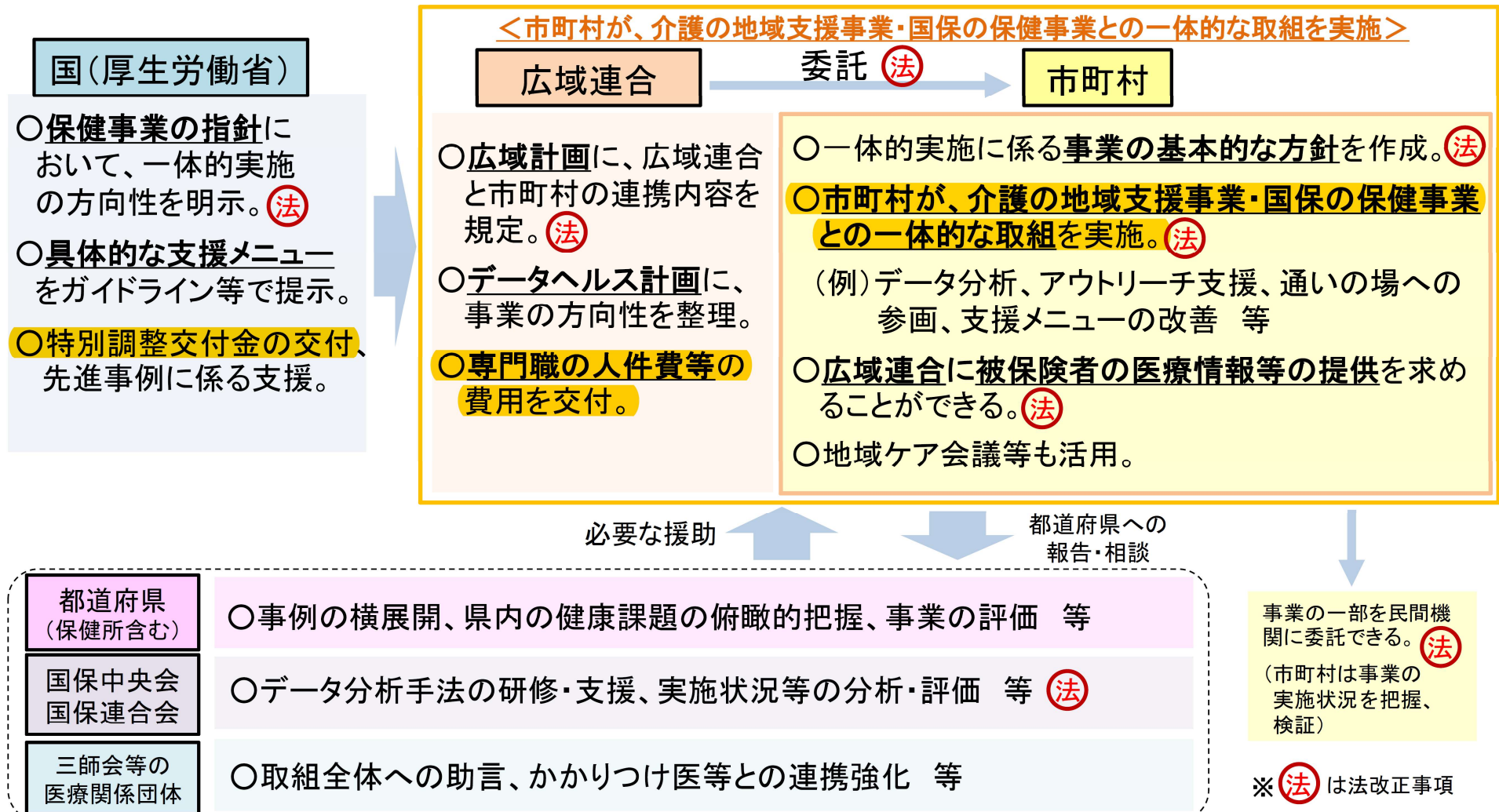
後期高齢者の保健事業、国民健康保険の高齢者保健事業、介護保険の地域支援事業の一体的な実施が、高確法、国保法、介護保険法で努力義務とされ、市町村が、国の特別調整交付金等を財源とした広域連合からの委託により実施すると定められた。

### (3) 広域連合の保健事業

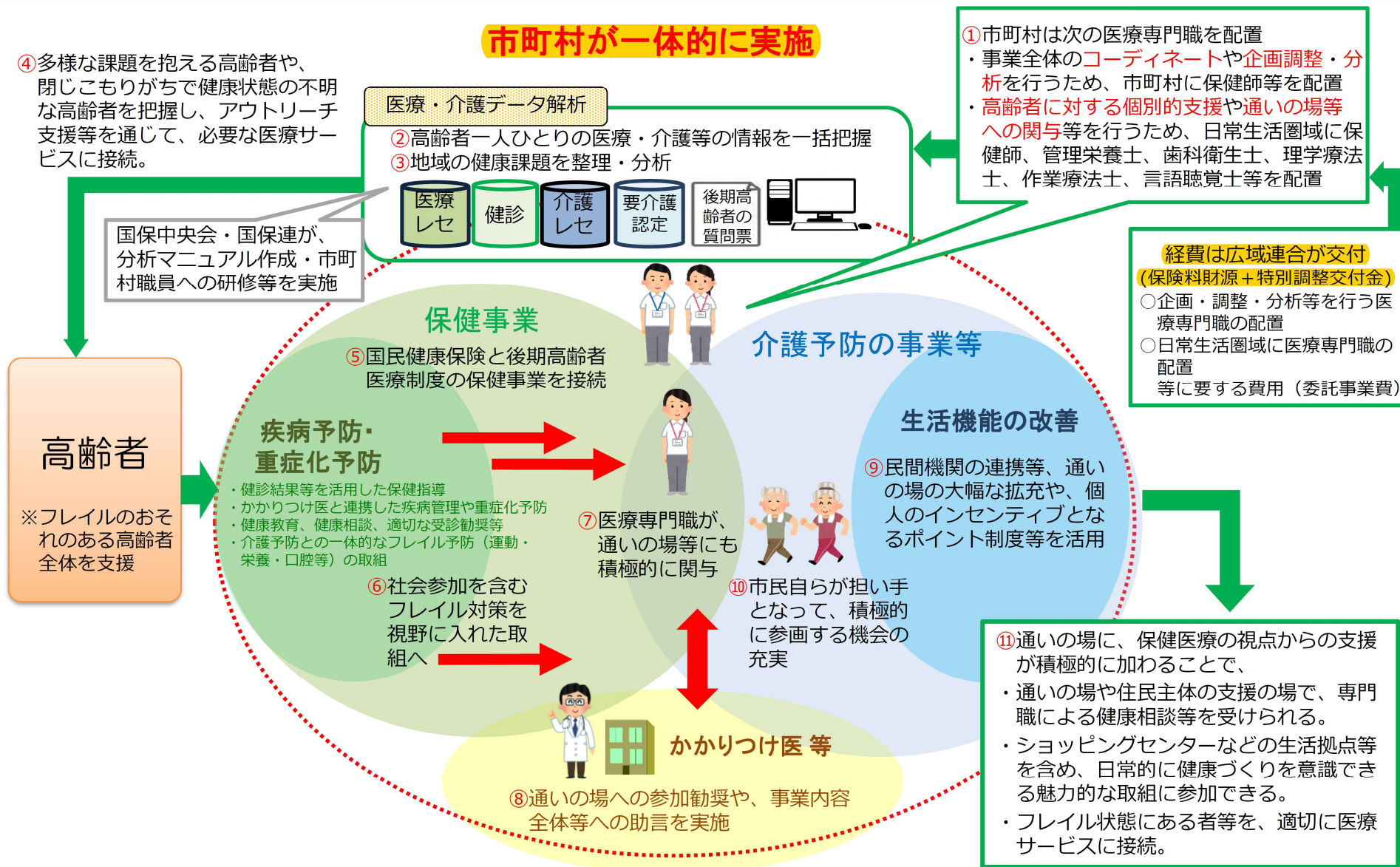
データヘルス計画(保健事業実施計画)を受け、保健事業を実施  
現在、第2期計画に基づき、保健事業の推進を図っている。

# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（スキーム図）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、**後期高齢者の保健事業**について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、**市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。**



# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



～2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開（健康寿命延伸プラン工程表）～

## 企画・調整等を担当する医療専門職

### ✓ 市町村ごとに委託事業費を交付

※事業を実施する日常生活圏域数により上限人数を設定

#### 保健師等

※正規職員を念頭（原則、専従）

※企画・調整等の一環として関連業務に従事することは可

#### (1) 事業の企画・調整等

- KDBシステムを活用した分析・健康課題の明確化
- 庁内外の関係者間の調整、地域医療関係団体との連携
- 事業全体の企画・立案・調整・分析
- 通いの場等への関与に向けた事業計画の策定
- 国保保健事業（重症化予防など）と連携した事業計画の策定
- かかりつけ医等との進捗状況等の共有

#### (2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

- 医療、健診、介護情報等を整理・分析、重点課題の明確化
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の分析結果も活用して、地域健康課題の整理・分析
- 医療・介護の情報を分析し、支援対象者の抽出と事業へのつなぎ



#### (3) 医療関係団体等との連絡調整

- 事業の企画段階から相談等
- 事業の実施後においても実施状況等について報告

## 地域を担当する医療専門職

### ✓ 市町村ごとに事業を実施する日常生活圏域数に応じて委託事業費を交付

#### 保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

※常勤・非常勤いずれも可

※個別的支援と併せて、通いの場等への関与を実施

#### ● 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

##### ア. 低栄養防止・重症化予防の取組（かかりつけ医と連携したアウトリーチ支援）

- (a) 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導
- (b) 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導

##### イ. 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

##### ウ. 健康状態が不明な高齢者の状態把握・受診勧奨等・必要なサービスへの接続

#### ● 通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

介護予防（地域リハビリテーション活動支援事業等）の取組と一体的に実施

##### ア. フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等取組等の健康教育・健康相談を実施。

##### イ. フレイル状態の高齢者を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援等を行う。

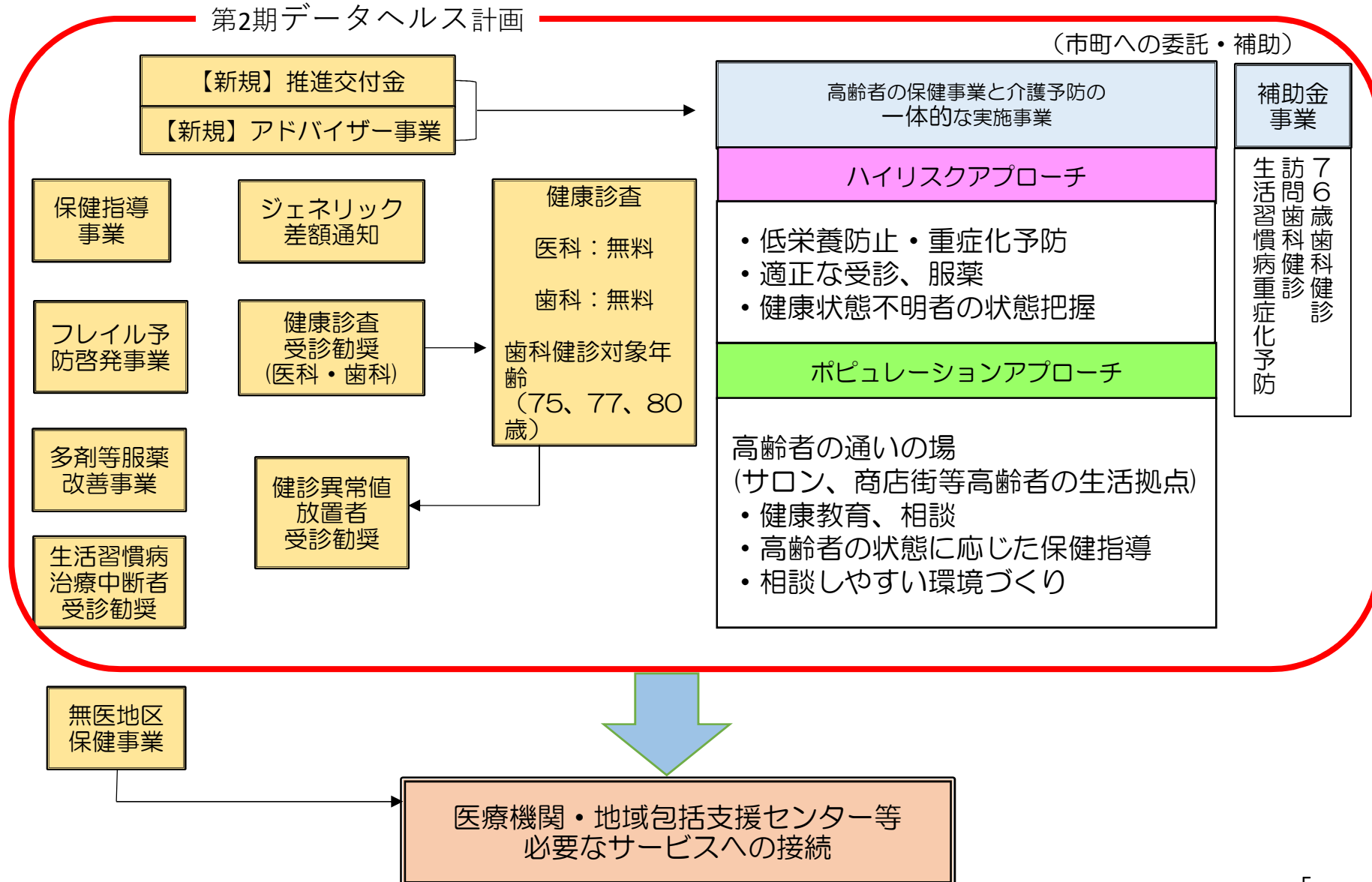
##### ウ. 健康に関する相談や不安等について日常的に気軽に相談が行える環境づくりの実施。

※取組により把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨などを行う。

# 三重県後期高齢者医療広域連合の保健事業

第2期データヘルス計画

(市町への委託・補助)



## 1.データヘルス計画（保健事業実施計画）

### 経緯

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）で、保険者が「データヘルス計画」作成等のレセプトを活用した保健事業を推進するとされ、高確法に基づき策定。

### 経過

これらを受け、健診結果やレセプト等から得られる医療情報を活用した効果的・効率的な保健事業の実施を図るために第1期計画（平成27～29年度）を策定。

現在、第2期計画（平成30～令和5年度）で、令和2年度の間評価・見直しより、同年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」を位置づけ、同事業を通じて第2期計画の推進を図っている。

### 第2期データヘルス計画実施事業

- ①健診受診率向上事業
- ②健診異常値放置者受診勧奨事業
- ③保健指導事業（重複・頻回受診）（糖尿病性腎症重症化予防）
- ④生活習慣病治療中断者受診勧奨事業
- ⑤ジェネリック医薬品差額通知事業
- ⑥フレイル予防啓発事業
- ⑦多剤等服薬改善事業（重複服薬を含む）

## 2.高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業

### (1) 実施計画

	実施済・予定市町	実施市町数	累計
令和2年度	津市・桑名市・名張市	3	3
令和3年度	伊賀市・東員町	2	5
令和4年度	四日市市・鈴鹿市・松阪市・伊勢市 いなべ市・朝日町・多気町	7	12
令和5年度 (予定)	亀山市・鳥羽市・志摩市・木曾岬町 川越町・明和町・南伊勢町・熊野市	8	20



**(2) 【新規】高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業推進交付金**

令和4年度から、特別調整交付金の保険者インセンティブ分の一体的な実施事業での得点分を財源として、一体的な実施事業を実施いただく市町に対して交付金を交付する。

**(3) 【新規】後期高齢者の保健事業等アドバイザー事業**

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（以下「一体的実施事業」）を委託している市町に対して、広域連合が市町事業計画の段階から関わり、定期的に進捗管理の機会等により、市町の課題を把握した上で、状況に応じ後方支援を行う。

また、実施および実施予定の市町に対して、保健師と担当職員が訪問等により、継続的な伴走支援を行う。

### **3. 後期高齢者健康診査**

#### **(1) 後期高齢者内科健康診査**

令和3年度から、受診いただきやすいように被保険者の自己負担額を無料とした。

#### **(2) 後期高齢者歯科健康診査**

令和3年度から、これまでの対象者75歳・80歳に77歳を追加拡充した。  
また、歯の有無にかかわらず受診の必要性を認識していただけるよう、名称を「75歳からのお口の健康チェック」として啓発していく。

### **4. 無医地区における健康保持増進事業保健事業**

現在、津市美杉町太郎生地区と、紀宝町浅里地区で実施。より参加いただきやすいよう地区の文化祭等でのブース出展やステージイベント活用等の事業形態を検討している。

(令和2年、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。)